

令和7年度しあわせバイ信州運動プロモーション業務
公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和7年2月14日

産業労働部 産業政策課

1 業務の概要

(1) 業務名

令和7年度しあわせバイ信州運動プロモーション業務

(2) 業務の目的

本業務は、「私たちの消費行動で、信州の『ゆたかな未来』を選択しましょう」を基本理念とした「しあわせバイ信州運動」の取組を通じて、県民の意識醸成と消費行動の変容、「しあわせバイ信州運動パートナー」※1（以下、「パートナー」という。）等と連携したムーブメントの創出を図ることにより、県内の経済循環を促進することを目的とする。

※1 本運動の基本理念に賛同し、県と共に運動を進めていく県内に事業所や店舗等のある事業者・団体、学校、市町村等

(3) 業務内容

- ア パートナー拡大に向けた新規登録勧奨、情報管理等
- イ 「しあわせバイ信州運動キャンペーン」の実施
- ウ テレビCM、専用ウェブサイト等を活用した情報発信
- エ 「しあわせバイ信州運動共創ネットワーク」の運営
- オ 「しあわせバイ信州出前講座」の実施
- カ 効果検証・分析の実施
- キ その他本業務の推進に資する取組

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおり。

なお、仕様書（案）の業務内容は現時点の予定であり、今後、提案内容を踏まえて、協議により変更する可能性があります。

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

別添仕様書（案）の内容を踏まえ、以下を提案してください。

- ア 「1（2）業務の目的」に向けた課題と取組の戦略及びポイント（業務展開の戦略）
なお、事業背景及び令和5年度以降の取組を踏まえた提案としてください。
- イ 業務内容に定める各項目の取組のポイント及び実施手法、目標とする成果、実現可能性
なお、目標とする成果については客観的評価が可能な数値等で示してください。
- ウ 業務の実施体制及びスケジュール
- エ 類似業務の履行実績及び成果
- オ 業務に要する経費及びその内訳

(6) 業務の実施場所

県内全域

(7) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(8) 費用の上限額

21,872,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

※令和7年2月県議会において予算案のとおり予算が計上されなかったときは、この額が変更となる場合があります。

2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月18日付け22建政技第337号)に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあっては都道府県税、消費税及び地方消費税、個人にあっては都道府県税、消費税、地方消費税及び個人住民税(個人の市町村民税・都道府県民税)を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 「長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格」(平成30年長野県告示第588号)の「その他の契約」の等級がAに区分されている者であること。
- (8) 県内に本店、支店または営業所を有していること。
- (9) 過去3年間に同種又は類似の業務契約を誠実に履行した実績を有すること。

3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限((5)ア)までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(1) 参加申込書の作成様式

様式第3号による。

(2) 資格要件具備説明書類総括書

様式第3号の附表による。

(3) 参加申込書記載上の留意事項

同種又は類似の実績については、概要が分かる資料のほか、これを証する契約書の写しを添付してください。

(4) 担当課・問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2 (住所記載不要)
長野県産業労働部産業政策課 企画担当
電 話 026-235-7205 (直通)
メー ル san-kikaku@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

ア 提出期限 令和7年2月25日(火)午後3時まで(土曜日、日曜日及び休日*は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで。最終日は午後3時まで。)

【(注) 長野県の休日を定める条例(令和2年長野県条例第5号)第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。】

イ 提出先 3(4)に同じ。

ウ 提出方法 持参、郵送又は電子メールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに産業政策課に到達したもの、電子メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限り、郵送又は電子メールで提出した場合は、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

ア 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由(非該当理由)を企画提案書の提出期限(6(4)ア)の3日前までに、書面により産業労働部産業政策課長から通知します。

イ 上記アの通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(任意様式)により産業労働部産業政策課長に対して非該当理由について説明を求められます。

ウ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に書面により回答します。

エ 非該当理由の説明請求の受付

① 受付場所 3(4)に同じ。

② 受付時間 上記イの期間中、午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(8) その他の留意事項

ア 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

イ 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。

4 説明会

(1) 開催日時 令和7年3月3日(月)午後2時から(1時間程度)

(2) 開催方法 Web会議システム(Microsoft Teams)による

(3) 留意事項 説明会の参加用URL等については上記3「参加申込書」に記載いただいたメールアドレス宛に個別にお知らせします。参加は任意となりますので、参加を希望される場合は、参加申込書を提出する際に3(4)の担当者にお伝えください。

5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 3 (4) に同じ。
- (2) 受付期間 公告実施日から令和7年3月11日(火)午後5時まで
(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)
- (3) 受付方法 業務等質問書(様式第6号)を電子メールにより提出するものとします。
- (4) 回答方法 産業政策課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和7年3月14日(金)までに長野県公式ホームページで公表します。

6 企画提案書の作成・提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書(様式第8号)及び企画書(様式第8号の附表)

企画書は、別に定める仕様書(案)に示した内容を踏まえた上で、記載してください。

なお、企画書は原則としてすべてA4サイズとしてください。

イ 経費の見積書(任意様式)

本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。

ウ 会社概要又はパンフレット(写し可)

(2) 企画書記載上の留意事項

当該業務の一部を再委託する場合は再委託の予定を記載すること。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。

(3) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

ア 受付場所 3 (4) に同じ。

イ 受付時間 午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

ウ 受付方法 業務等質問書(様式第6号)を電子メールにより提出するものとします。

エ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対しては電子メール等により回答します。

(4) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

ア 提出期限 令和7年3月18日(火)正午まで

(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで。
最終日は正午まで。)

イ 提出先 3 (4) に同じ。

ウ 提出部数 6部(正本1部、コピー5部)

エ 提出方法 持参又は郵送とする。

ただし、郵送の場合は提出期限までに産業政策課に到達したものに限りします。

郵送で提出した場合は、必ず、到達したことを電話で3(4)の担当者に確認してください。

(5) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

項目	評価内容	配点
1 業務の内容		
-1 業務展開の戦略	本業務の趣旨や背景、課題等に対する理解度が高く、着眼点、分析力、提案力が優れた戦略となっているか	15
-2	<p>【テレビCM、専用ウェブサイト等を活用した情報発信】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民への訴求力が高く、実施する情報発信により県民の意識醸成や行動変容につながる企画提案となっているか <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・応援団長を活用した広報について確実に実施できるか ・媒体選択や組合せが幅広い県民へ訴求できる企画であるか ・広報計画は事業効果を最大化することが期待できるか 	15
-3	<p>【キャンペーンの実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民への訴求力が高く、キャンペーンの実施により県民の意識醸成や行動変容につながる企画提案となっているか <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・資材等の展開は効果的かつ実現性が高く、掲示先は1,500以上を達成できるか ・買って&勝手に応援団フェア企画は県民の関心を惹く魅力的な内容であり、本運動の推進に繋がるものであるか ・広報PR活動はキャンペーンの周知やフェア参加の促進に有効か 	15
-4	<p>取組のポイント及び実施手法、目標とする成果、実現可能性</p> <p>【ネットワークの運用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・価値創造に繋がるネットワーク運用の企画提案となっているか <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラットフォームについて効果的かつ確実に提供、運用できるか ・県産品フェアについて効果的かつ確実に実施できるか ・アイデアソンについて以下の要素を満たした企画であるか 参加者を集めるための手段が具体的かつ実現性が高い 優れたアイデアの創出が期待できる アイデアと企業のマッチングが期待できる アイデアの具現化が期待できる 	20
-5	<p>【パートナー拡大に向けた新規登録奨励・情報管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パートナー登録数2,666事業所の達成が期待できる提案か <p>【出前講座の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5回以上の開催は確実に実施できる提案か <p>【効果検証・分析の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次年度につながる分析結果を得るための提案として優れているか 	15
-6 独自提案	・独自提案は仕様書に定める業務と相乗効果があるか	5
2 業務の実施体制及びスケジュール／類似業務の履行実績及び成果	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の確実な実施が期待できる担当者等の配置や、スケジュールについて適切な提案となっているか ・履行した類似業務について、履行した内容や成果が本業務の成果が期待できるものであるか 	10
3 経済性	・予算内で、最大限の効果を出すことができる提案となっているか	5
合計		100

(6) 企画提案の選定の方法

- ア 企画提案の配点の合計点について最高点となった者を選定します。
なお、評価の結果、最高点となった者の評価点が 100 点満点中 60 点以下の場合は選定しません。
- イ 企画書の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより審査を行いますので、出席してください。
- ウ プレゼンテーションの実施日時及び場所は次のとおりです。
令和 7 年 3 月 19 日（水）県庁（予定）
（※時間及び場所は各参加者に個別に連絡）

(7) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ア 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により産業政策課長から通知します。
- イ 上記ア以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により産業政策課長から通知します。
- ウ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第 13 号）及び企画提案審査委員会審査書（様式第 9 号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、産業政策課において閲覧に供します。

(8) 非選定理由に関する事項

- ア (7) イの見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して 10 日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（任意様式）により産業政策課に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- イ 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して 10 日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。
- ウ 非選定理由の説明請求の受付
 - (ア) 受付場所 3 (4) に同じ。
 - (イ) 受付時間 上記アの期間中、午前 9 時から午後 5 時まで（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(9) その他の留意事項

- ア 提案書は複数提出することはできません。
- イ 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ウ 提出された企画提案書は、返却しません。
- エ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- オ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- カ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで、電子メールによる場合は該当日の午後5時までに）、見積書（様式第14号）を指定された方法により産業政策課長に提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、産業政策課において閲覧に供します。

10 その他

- (1) 契約書作成の要否
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2（住所記載不要） 長野県産業労働部産業政策課 企画担当 電 話 026-235-7205（直通） メー ル san-kikaku@pref.nagano.lg.jp

- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (4) 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。
- (5) 本業務の委託仕様書は契約候補者が提出した提案書が基本となりますが、契約候補者と県との協議により最終的に決定します。なお、協議が整わなかった場合は、契約を締結せず、次点者と協議を行うものとします。
- (6) 本件は、契約に係る予算が議会で議決され、令和7年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、その効力が生じます。